（その１）

収支報告書

受付 第　号 29.2.21 県選管伊勢地方書記室

平成28 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　みつやのりおこうえんかい

1 政治団体の名称　三ツ矢のりお後援会

2 主たる事務所の所在地　三重県伊勢市船江3-15-8

3 代表者の氏名　堀崎　　萱二

4 会計責任者の氏名　水野　　豊

事務担当者の氏名

引地　　輝樹

（電話）　0596-21-0328

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	三ツ矢　憲生
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	5,206,415
（前年からの繰越額）	2,606,051
（本年の収入額）	2,600,364
支　出　総　額	3,649,299
翌年への繰越額	1,557,116

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	1,800,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,800,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	1,800,000	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
その他の催物事業	341,000	28.1.9　三重県伊勢市二見町三津　伊勢・安土桃山文化村
その他の催物事業	154,190	28.3.27　三重県度会郡玉城町　㈲玉城ふれあい農園
その他の催物事業	181,000	28.11.19　三重県南伊勢町　ないぜしぜん村
この頁の小計	676,190	
合計	676,190	

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
伊勢のぞみ（希）会　年会費	124,000	
この頁の小計	124,000	
1件10万円未満のもの	174	
合　　計	124,174	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3.政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
自由民主党三重県第五選挙区支部	500,000	H28/1/22	三重県伊勢市船江3-15-8	三ツ矢　憲生	
自由民主党三重県第五選挙区支部	300,000	H28/4/14	三重県伊勢市船江3-15-8	三ツ矢　憲生	
自由民主党三重県第五選挙区支部	1,000,000	H28/12/21	三重県伊勢市船江3-15-8	三ツ矢　憲生	

この頁の小計	1,800,000
その他の寄附	0
合計	1,800,000

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	213,418		
(4) 事務所費	72,964		
小計	286,382	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	2,623,499		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	739,418	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	40,392		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	699,026		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	3,362,917	0	
合計	3,649,299		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
花代	38,000	H28/1/10	富田　純子	三重県伊勢市吹上2-9-34	
門松代	27,000	H28/1/13	(有)天野園芸	三重県伊勢市宮後2-2-14	
みかん代	11,880	H28/12/27	鹿海屋青果店	三重県伊勢市吹上2-7-41	
この頁の小計	76,880				
その他の支出	136,538				
合計	213,418				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査報酬	48,895	H28/5/19	佐々木宏税理士事務所	東京都杉並区永福3-39-7	業務委託費

この頁の小計	48,895
その他の支出	24,069
合計	72,964

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				大会費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場費	42,000	H28/2/28	大和リゾート㈱伊勢志摩ロイヤルホテル	三重県志摩市磯部町的矢字笠取939-6	
会場費	15,000	H28/3/18	鳥羽商工会議所	三重県鳥羽市大明東町1-7	
会場費	14,520	H28/3/23	熊野市文化交流センター	三重県熊野市井戸町643番地２	
この頁の小計	71,520				
その他の支出	49,885				
合計	121,405				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				旅費交通費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
出張旅費	12,520	H28/8/5	新宮セントラルホテル	和歌山県新宮市橋本1-12-19	
この頁の小計	12,520				
その他の支出	50,310				
合計	62,830				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				会費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
年会費	18,000	H28/7/4	(公社) 伊勢市観光協会	三重県伊勢市本町16-2	
この頁の小計	18,000				
その他の支出	281,500				
合計	299,500				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				会議費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会議費	19,440	H28/1/2	(有)大喜	三重県伊勢市岩渕2-1-48	
会議費	13,200	H28/1/3	きく本	三重県伊勢市船江1-6-54	
会議費	14,040	H28/1/31	(有)大喜	三重県伊勢市岩渕2-1-48	
会議費	13,000	H28/2/6	鳥羽磯部漁業協同組合	三重県鳥羽市鳥羽4-2360-16	
会議費	33,330	H28/3/23	御豚捨	三重県伊勢市大世古2-10-12	
会議費	32,670	H28/4/16	能代	三重県伊勢市一之木2-12-11	
会議費	44,710	H28/5/25	御豚捨	三重県伊勢市大世古2-10-12	
会議費	61,800	H28/9/21	笹山	三重県伊勢市大世古2-7-24	
会議費	46,500	H28/11/19	懐石かみむら	三重県伊勢市八日市場町514-1	
会議費	39,905	H28/12/5	伊勢ふぐや	三重県伊勢市一之木3-7-11	
この頁の小計	318,595				
その他の支出	125,542				
合計	444,137				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				通信費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
後納利用料	171,701	H28/1/22	日本郵便㈱伊勢船江郵便局	三重県伊勢市船江4-3-17	
後納利用料	128,481	H28/2/15	日本郵便㈱伊勢船江郵便局	三重県伊勢市船江4-3-17	
後納利用料	123,341	H28/3/18	日本郵便㈱伊勢一之木郵便局	三重県伊勢市一之木3-10-13	
後納利用料	167,277	H28/4/18	日本郵便㈱伊勢一之木郵便局	三重県伊勢市一之木3-10-13	
後納利用料	109,237	H28/5/9	日本郵便㈱伊勢船江郵便局	三重県伊勢市船江4-3-17	
後納利用料	92,621	H28/6/9	日本郵便㈱伊勢一之木郵便局	三重県伊勢市一之木3-10-13	
後納利用料	100,663	H28/7/20	日本郵便㈱伊勢一之木郵便局	三重県伊勢市一之木3-10-13	
後納利用料	64,854	H28/8/18	日本郵便㈱伊勢一之木郵便局	三重県伊勢市一之木3-10-13	
後納利用料	31,304	H28/8/22	日本郵便㈱伊勢郵便局	三重県伊勢市岩渕3-6-10	
後納利用料	73,408	H28/9/13	日本郵便㈱伊勢船江郵便局	三重県伊勢市船江4-3-17	
後納利用料	76,170	H28/10/18	日本郵便㈱伊勢船江郵便局	三重県伊勢市船江4-3-17	
後納利用料	14,632	H28/10/20	日本郵便㈱伊勢郵便局	三重県伊勢市岩渕3-6-10	
年賀状代（300枚）	15,600	H28/11/1	日本郵便㈱鳥羽郵便局	三重県鳥羽市鳥羽4-1-8	
年賀状代（200枚）	10,400	H28/11/4	日本郵便㈱阿児国府郵便局	三重県志摩市阿児町国府2860-2	
年賀状代（200枚）	10,400	H28/11/9	㈲藤本屋酒店	三重県伊勢市中島2-13-9	
年賀状代（200枚）	10,400	H28/11/10	鈴木商店	三重県伊勢市竹ケ鼻町98-130	
年賀状代（200枚）	10,400	H28/11/11	日本郵便㈱伊勢郵便局	三重県伊勢市岩渕3-6-10	
年賀状代（400枚）	20,800	H28/11/14	阿形　治信	三重県伊勢市二見町荘39-1	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				通信費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
後納利用料	71,172	H28/11/15	日本郵便㈱伊勢船江郵便局	三重県伊勢市船江4-3-17	
年賀状代（300枚）	15,600	H28/11/15	加藤　博美	三重県伊勢市船江3-18-18	
年賀状代（900枚）	46,800	H28/11/15	日本郵便㈱伊勢郵便局	三重県伊勢市岩渕3-6-10	
年賀状代（200枚）	10,400	H28/11/15	日本郵便㈱伊勢郵便局	三重県伊勢市岩渕3-6-10	
年賀状代（400枚）　ハガキ代（100枚）	26,000	H28/11/18	日本郵便㈱伊勢船江郵便局	三重県伊勢市船江4-3-17	
後納利用料	88,182	H28/12/13	日本郵便㈱伊勢船江郵便局	三重県伊勢市船江4-3-17	
後納利用料	10,740	H28/12/20	日本郵便㈱伊勢郵便局	三重県伊勢市岩渕3-6-10	
ハガキ代（1000枚）	52,000	H28/12/21	日本郵便㈱伊勢郵便局	三重県伊勢市岩渕3-6-10	
ハガキ代（400枚）	20,800	H28/12/22	日本郵便㈱伊勢郵便局	三重県伊勢市岩渕3-6-10	
その他の支出	39,764				
合計	1,613,147				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				交際費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費	69,660	H28/9/27	(有)豚捨	三重県伊勢市大世古2-10-12	
交際費	12,820	H28/11/7	(有)豚捨	三重県伊勢市大世古2-10-12	
この頁の小計	82,480				
その他の支出	0				
合計	82,480				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		４．宣伝事業費	
				印刷製本費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ハガキ印刷代	38,880	H28/12/7	(有)いすず美工	三重県伊勢市常磐2-8-16	
この頁の小計	38,880				
その他の支出	1,512				
合計	40,392				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
				その他の事業費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
果物代	11,880	H28/1/9	鹿海屋青果店	三重県伊勢市吹上2-1-23	
菓子代	80,500	H28/1/9	㈱赤福	三重県伊勢市宇治中之切町26	
菓子代	84,000	H28/1/10	㈲紅谷	三重県伊勢市一之木2-3-3	
会場費	150,000	H28/1/14	㈱伊勢・安土桃山文化村	三重県伊勢市二見町三津1201-1	
会場費	131,600	H28/3/27	(有)玉城ふれあい農園	三重県度会郡玉城町勝田5248	
うどん代	15,174	H28/3/29	山口製麺(有)	三重県伊勢市大世古4-5-21	
飲食代	84,132	H28/11/19	㈱志摩地中海村	三重県志摩市浜島町迫子2619-1	
会場費	57,500	H28/11/19	ないぜしぜん村	三重県度会郡南伊勢町内瀬1537-8	
バス代	84,240	H28/11/22	㈱伊勢国際観光	三重県伊勢市下野町654-208	
この頁の小計	699,026				
その他の支出	0				
合計	699,026				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　2月　19日

政治団体の名称　三ツ矢のりお後援会

会計責任者の氏名　水野　豊　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成29年2月19日

三ツ矢のりお後援会
代表　堀﨑　萱二　殿

登録政治資金監査人　佐々木　宏
登　録　番　号　第３５３１号
研修修了年月日　平成２２年　３月２６日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、三ツ矢のりお後援会の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、東京都杉並区永福３丁目３９番７号、登録政治資金監査人佐々木宏の事務所において行った。三ツ矢のりお後援会の主たる事務所において行わなかった理由は、作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると私が判断したためである。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

三ツ矢のりお後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、三ツ矢のりお後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上